

会議記録（１）

会議名称	令和３年度第１回北本市自治基本条例審議会
開会及び閉会日時	令和３年４月１３日（火） 開会 午後２時００分 閉会 午後３時３０分
開催場所	北本市役所 会議室３－Ｅ・Ｆ
議長氏名	加藤芳雄
出席委員（者）氏名	須永昭夫 田島和生 高松千恵子 加藤陽一 安江洋 西村一孝 槇拓治 加藤芳雄
欠席委員（者）氏名	長島幸枝
説明者の職氏名	行政経営部行政経営課長 佐藤慎也 同企画調整担当ＧＬ 高橋良輔 同主任 鈴木裕大
事務局職員職氏名	行政経営部行政経営課長 佐藤慎也 同企画調整担当ＧＬ 高橋良輔 同主任 鈴木裕大
会議次第	<p>１ 開会</p> <p>２ 議事</p> <p>（１） 北本市自治基本条例の意見及び各条検証（第１条から第１５条まで）と各条に対する本市の取組状況について</p> <p>（２） その他</p> <p>３ 閉会</p>
配布資料	<p>資料１ 北本市自治基本条例の検証について（諮問）に対する意見及び今後の対応</p> <p>資料２ 自治基本条例の各条検証と取組状況</p> <p>参考資料 北本市自治基本条例</p> <p>参考資料 北本市自治基本条例審議会規則</p> <p>参考資料 北本市自治基本条例審議会委員名簿</p>

会議記録（２）

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p><b>1 開会</b></p> <p>本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより「令和3年度第1回北本市自治基本条例審議会」を開会いたします。</p> <p>本審議会は、北本市自治基本条例審議会規則第5条第2項の規定により過半数の出席が必要です。本日は委員9名中8名が出席されていますので、会議が成立することを御報告いたします。</p>
事務局	<p><b>2 議事</b></p> <p>これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、北本市自治基本条例審議会規則第5条第1項の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>また、本日は傍聴人がおりませんでしたので、御報告いたします。それでは、会長、お願いいたします。</p>
議長	<p><b>(1) 北本市自治基本条例の意見及び各条検証（第1条から第15条まで）と各条に対する本市の取組状況について</b></p> <p>令和2年8月26日に開催した審議会では、市長から、北本市自治基本条例について、経年による形骸化や新しい時代においても、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現に資するものとなっているか諮問がありました。このことについて審議するために、前回、本条例の概要について事務局から一通り説明がありました。委員の皆さんから、条項を一つひとつ把握したいとの要望等がありましたので、今回と次回の2回にわたり、全ての条項について事務局から説明してもらいます。そして、その後、諮問に対する答申をまとめていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事(1) 北本市自治基本条例の意見及び各条検証（第1条から第15条まで）と各条に対する本市の取組状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【資料1に基づき前回意見の集約結果説明、資料2に基づき前文から第5条まで説明】</b></p>
議長	<p>資料の分量が多いため一旦区切ります。ここまでの説明で質問等はありませんか。</p>

会議記録（２）

安江委員	説明資料の構成で伺います。資料２「自治基本条例の各条検証と取組状況」は、各条項の検証資料だと思いますが、実際の条文はどの資料に掲載されているのですか。
事務局	参考資料「北本市自治基本条例」が実際の条文となります。資料２「自治基本条例の各条検証と取組状況」は条例の制定過程とともに、条項に基づく本市の取組例を示した資料です。これら二つの資料を御覧いただきながら、審議いただきたいと考えています。
議長	資料が多いため、どの資料に基づいて説明しているのかその都度説明願います。それでは事務局は説明を続けてください。
事務局	<b>【資料２に基づき第６条から第１０条まで説明】</b>
議長	北本市議会基本条例と北本市自治基本条例のそれぞれの役割や位置づけ、違いは何ですか。
事務局	北本市議会基本条例はいわゆる「議会のチェック機能」を規定した条例であり、議案の審議及び審査により本市の意思決定を行うことをはじめ、市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること等を定めた議会運営における最高規範としての条例です。一方、北本市自治基本条例は市民参画・協働の手法や地域における公益的活動への支援等のルールを定めたまちづくりの最高規範としての条例です。
議長	分かりました。ほかに意見はありますか。
各委員	<b>【なし】</b>
議長	それでは続きの説明をお願いします。
事務局	<b>【資料２に基づき第１１条から第１５条まで説明】</b>
議長	ここまでの説明で何か質問や意見はありますか。
榎委員	条項の内容ではないのですが、表記について伺います。第６条以降の文言については基本的に「…しなければならない。」となっているようですが、

会議記録(2)

<p>事務局</p> <p>榎委員</p> <p>議長</p> <p>各委員</p> <p>議長</p> <p>各委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>単純に「…ものとする」などという文言と拘束力などで違いはあるのですか。</p> <p>「…しなければならない」は義務規定であり、執行に裁量の余地が残されていません。一方、「…ものとする」も義務的な規定ですが、ある原則を示すものの、合理的な理由があれば、解釈として裁量の余地が残される可能性のある言い回しです。比較すると「…しなければならない」の義務規定はより強い拘束力を持つことになります。</p> <p>分かりました。</p> <p>ほかに質問等ございますか。</p> <p>【なし】</p> <p>(2) その他</p> <p>続いて、議事(2)その他について、何かありますか。</p> <p>【なし】</p> <p>それでは、以上で本日の議事を終了し、進行を事務局にお戻しいたします。</p> <p>3 閉会</p> <p>以上をもちまして、「令和3年度第1回北本市自治基本条例審議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。</p>
	<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>令和 3 年 4 月 28 日      <u>加藤 芳雄</u></p>